

## 金融・資本市場に係る制度整備についての骨子（案）に係る意見

< 意見 1 - 1 >

提出者名	全国銀行協会
題目	・店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上
【意見の内容】	
) 項目	<p>(1) 清算集中の対象及び清算機関制度 取引規模の大きいデリバティブ取引の清算集中 清算集中の義務が課される対象業者</p>
) 御意見の詳細	<p>清算機関利用義務化について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 清算機関の利用拡大はシステミック・リスク削減等に一定の効果があるが、広く市場参加者に対し、店頭デリバティブ取引全般について、<u>一律に清算集中を義務化すべきではない。</u></li> <li>◇ 仮に、義務化する場合においては、<u>義務化の範囲を、システミック・リスクが懸念される主要業者・取引に限定することが必要。</u>取引総量の少ない業者等は対象から外すなどの措置検討が必要と考える。</li> <li>◇ 一律義務化ではなく、自己資本上の取扱優遇など、リスクウェイト算出上のインセンティブ付けなどを考慮すれば、清算機関の利用促進に繋がり、その結果、市場の効率性維持とシステミック・リスク削減に繋がると考える。</li> <li>◇ なお、義務化規制・監督の具体的な方法のあり方(市場参加者のコスト負担、事務負担、費用対効果)によっては、本邦から参加者が減少しかねないので、本邦市場の空洞化回避の観点にも留意すべき。また、他国の清算集中に関する規制動向も踏まえたうえで検討頂きたい。</li> </ul> <p>国内清算機関と、海外清算機関のリンクについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 真に利便性の高い海外とのリンク型清算機関が日本国内で実現されるのであれば、本邦金融機関としては望ましいと考える。ただし、<u>銀行が取扱う金利スワップ取引については、外資系金融機関は既に海外清算機関を利用しており、その実態を踏まえればリンク型清算機関でなければ、その国内清算機関の実用性は乏しい。</u></li> <li>◇ 国内清算機関の準備状況等によっては、国内金融機関の清算機関利用の遅れや取引コスト増を伴うリスク(注)がある点を考慮すれば、「まずリンクありき」ではなく、「選択肢の一つ」として考えるべきである。(注)米国規制は 2010 年 Q4 にも適用開始となる見込みであり、それまでにリンク型清算機関が日本国内に設立できない場合、米国拠点が行う取引等も含め日本の金融機関が利用できる清算機関が存在しない事態ともなりかねない。</li> </ul>

	<p>海外清算機関の直接参入について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 海外清算機関の国内への直接参入に関しては、「選択肢の一つ」として許容すべきである。</li> <li>◇ 業界標準である海外清算機関に直接参加ができない場合は、国内金融機関の取引コスト増にもつながり、国内金融機関の国際競争力を著しく弱めることになりかねない。</li> <li>◇ <u>邦銀の海外支店と欧米金融機関との取引等、国内清算機関では対応できない場合も想定され、海外清算機関への国内金融機関の直接参加も含め認められるべきである。</u></li> </ul>
<p>)理由(必要性・妥当性)</p>	
<p>)その他参考となる事項</p>	

< 意見 1 - 2 >

提出者名	全国銀行協会
題目	・店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上
【意見の内容】	
項目	(1) 清算集中の対象及び清算機関制度 我が国法制下での執行と密接に関連するデリバティブ取引の国内清算機関への集中
御意見の詳細	我が国法制下での執行と密接に関連するデリバティブ取引の国内清算機関への集中について <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国内清算機関の利用義務化の対象は、地域属性により日本で清算すべきか否かがポイントであると考える。</li> <li>◇ 例えば、国内清算機関への集中を検討すべき取引として CDS の Index 取引など、各国の倒産法制などに影響を受ける(及ぼす)CDS 取引が考えられる。</li> <li>◇ しかし、我が国 CDS 取引市場が欧米市場と比較しまだ小規模であり、国内清算機関集中義務化に伴うコスト負担や CDS 市場の流動性低下も懸念されることから、<u>現時点では国内清算機関ありきではなく、海外清算機関の参加も排除すべきではない</u>と考える。</li> </ul> <p>清算機関と CDS のクレジット・イベント認定の問題について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 「金融・資本市場に係る制度整備についての骨子(案)の概要」の 2 頁目に「最終的な判断を行い、スワップの清算を行うのは、国内清算機関である必要」とあるが、CDS におけるクレジットイベントの認定における最終的な判断は、ISDA において担われている。</li> <li>◇ CDS 取引は、ISDA 策定の Credit Derivatives Definitions に基づいて行われており、クレジットイベント認定や清算価格を決定するオークションに関しても ISDA Determinations Committee (DC) が行うことが、既にグローバルスタンダードとなっている。</li> <li>◇ 従って、<u>国内 CCP は、クレジットイベントの認定やオークションに関する権能は必要ない。</u> <u>今後も、CCP は、ISDA の DC が決定した清算価格に基づき取引を清算することで十分</u>と考える。</li> </ul>
理由(必要性・妥当性)	
その他参考となる事項	

< 意見 1 - 3 >

提出者名	全国銀行協会
題目	・店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上
【意見の内容】	
項目	(1) 清算集中の対象及び清算機関制度 清算集中に伴う（国内に設立された）清算機関の基盤強化
御意見の詳細	<p>清算機関の財務基盤などの規制の必要性について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 清算機関の位置づけに鑑み、<u>財務基盤について一定の規制を課すことは必要</u>と考える。</li> <li>◇ また、一部株主の撤退が清算機関の運営に支障となる事態を回避する点から、<u>大口株主規制を設ける意義はある</u>。</li> <li>◇ 但し、一定割合を超える持株比率を一律禁止するのではなく、個々の清算機関の設立母体の特性を踏まえた上で、当局による許認可の枠組みの中で総合的に判断されるのが望ましい。また、海外清算機関と連携で国内に新たな清算機関が設立される可能性も広い意味での我が国金融の発展に資する場合は排除されるべきではない。</li> <li>◇ 海外当局とも連携の上、基準を設けることになると考えるが、社会的に影響の大きい重要な清算機関はその取扱量に応じて我が国を含む主要監督当局への報告開示義務を持たせる方向が適切であると考える。</li> <li>◇ 尚、海外清算機関の支店設置義務は、単に本国とのリエゾン(つなぎ)に過ぎないなど実態的な対応力がないのであれば、意義は薄いと考える。</li> </ul>
理由(必要性・妥当性)	
その他参考となる事項	

< 意見 2 >

提出者名	全国銀行協会
題目	・店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上
【意見の内容】	
項目	(2)取引情報の保存・報告
御意見の詳細	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ <u>取引情報蓄積機関(TR)は、その利用を義務化するのではなく当局報告の一形態として利用するべきと考える。</u></li> <li>◇ 現在のTRの利用状況(注)や業者自身が財務処理やリスク管理のために整備しているデータがあることを踏まえれば、TR経由でなく、当該データを業者が直接当局に報告することでよいと考える。 (注)現状、TRには、電子処理に馴染む比較的プレーンな商品の情報しか登録されず、また、バックローディングを行わない限りTRが一般化する前の過去データの記録もない。則ち、マーケット全体の統合的な情報を与えるものではない。</li> <li>◇ TR利用を義務化した場合は、効率性の観点から、国内、国外複数のTRへの重複登録義務を回避すべく、規制当局間の調整をお願いしたい。また、本邦内でも当局間の調整により、既存報告との重複は回避頂きたい。</li> <li>◇ 顧客取引に関する守秘義務の観点からは、重要情報が悪意で利用されたりすることのないよう、対顧客等を対象から外すなどの配慮を頂きたい。保存された取引に関しては、守秘義務の徹底、本人の同意なくして特定の関係者に個別取引情報が開示されないよう配慮頂きたい。</li> </ul>
理由(必要性・妥当性)	
その他参考となる事項	

< 意見 3 >

提出者名	全国銀行協会
題目	. 国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化
【意見の内容】	
項目	(1)国債取引の決済リスク削減に向けた取組
御意見の詳細	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ <u>取引相手の信用リスクを軽減する観点から清算機関の利用拡大は望ましい方向</u>であり、骨子案の通り、基本的には<u>日本国債清算機関の体制強化に異論はない</u>。</li> <li>◇ しかし、都市銀行が担うカストディ業務関連の非居住者取引については、次の理由によりJGBCC利用の義務化は困難と考える。             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ カストディ銀行が非居住者顧客より受領する決済指図には、JGBCCが債務引受の条件としている約定照合項目(約定日、取引種類等)が含まれない。</li> <li>➢ 仮に約定照合項目の受領が可能となった場合、非居住者取引をJGBCC対象とするには、カストディ銀行による「事務代行方式」か「清算取次方式」で取引の持込を行うこととなる。                 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「事務代行方式」では非居住者顧客自身の口座をJGBCCに開設し、所要担保の差入を行うこととなるが、グローバルカストディアンが介在するケースでは、最終投資家による担保差入の実現は困難と思われる。</li> <li>✓ また「清算取次方式」ではカストディアン自身が債権・債務の当事者となるので、過大なリスクを負うこととなるため、非居住者取引においては本方式の選択は現実的ではない。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>◇ また、地方銀行の場合、その多くの国債取引は買い切り・売り切りが殆どであり、ネットティング等のメリットは小さいため、現状の日銀ネットによる決済で支障を感じていないという現状もある。仮にすべての取引について清算機関の利用を義務付けられた場合、清算機関の利用によるシステム・事務・人的コストが必要となり、中小金融機関ほどその影響は大きい。</li> <li>◇ なお、民間だけでは所要流動性の調達には限界があるため、日本銀行による支援の枠組が構築されることが望ましい。</li> </ul>
理由(必要性・妥当性)	
その他参考となる事項	

< 意見 4 >

提出者名	全国銀行協会
題目	証券会社の連結規制・監督等
【意見の内容】	
項目	(1) 連結規制・監督の対象及び内容
御意見の詳細	<p>◇ 金融危機への反省やグローバルな規制見直しの議論等を勘案すると、<u>大規模かつ複雑な業務を行う証券会社グループに対して、連結の自己資本規制を導入することは、複雑なリスクを適切に評価し、健全性を確保する観点から必要な措置と考える</u>(骨子案のとおり)。</p> <p>◇ 一方で、<u>銀行を含め他業法等で適正に連結規制・監督を受けているグループ等では、重複する規制・監督を排除する仕組みが必要と考える</u>(骨子案のとおり)。</p>
理由(必要性・妥当性)	
その他参考となる事項	



< 意見 5 >

提出者名	全国銀行協会
題目	・投資家保護・取引の公正の確保
【意見の内容】	
項目	1. 地方公共団体に係る特定投資家制度の見直し
御意見の詳細	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 地方公共団体の規模や当該団体が有する金融知識等によって、特定投資家としての扱いを希望するケース、一般投資家の扱いを希望するケースの両者が存在することを踏まえることが重要。金融商品取引法のコンセプトである、規制の柔軟化に逆行しないよう留意が必要である。</li> <li>◇ 地方公共団体を「特定投資家へ移行可能な一般投資家」に分類することとした場合、特定投資家としての取扱いの継続を希望する地方公共団体は、いったん一般投資家になってから改めて特定投資家に移行する必要がある。</li> <li>◇ そのため、<u>特定投資家としての取扱いを希望した地方公共団体が、新制度施行時点で特定投資家としてスタートできるようにするなど、本件手続きが円滑に進むような措置をお願いしたい。</u></li> </ul>
理由(必要性・妥当性)	
その他参考となる事項	

< 意見 6 >

提出者名	全国銀行協会
題目	・投資家保護・取引の公正の確保
【意見の内容】	
項目	2 . デリバティブ取引一般に対する不招請勧誘規制のあり方
御意見の詳細	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ <u>デリバティブ取引一般に対し、不招請勧誘を禁止する規制の導入は回避いただきたい。</u></li> <li>◇ FX取引やCFD取引では、先般の改正で個人を対象とする取引に関して倍率規制やロスカットルールを設定したが、<u>デリバティブ取引においても規制の主眼を置くべき対象は個人と行う取引にすべき。</u></li> <li>◇ <u>ただし、個人に限定して、デリバティブ取引(デリバティブを内包する預金・貸出を除く)について不招請勧誘を規制する場合においても、商品内容やリスクに応じて、対象範囲を限定的にする等、慎重に検討願いたい。</u></li> <li>◇ 銀行は顧客に対し、日頃の金融サービス提供やヒアリングを通じて、経営・リスク管理上の問題意識や潜在的な課題・ニーズを発掘・分析し、解決手段を提案・提供するビジネスを行っている。</li> <li>◇ 顧客の経営課題を分析しソリューション提供を行うことは顧客のためひいては国民経済のために不可欠であり、特にグローバル化が進んでいる環境下では、銀行が貢献できる部分は益々大きくなってきている。</li> <li>◇ 顧客の経営課題の中には、当然ながら様々な市場リスク(金利、為替、商品価格、等々)が含まれており、その状況は顧客毎に異なる。</li> <li>◇ 顧客の中で、自らのバランスシート上のリスクを認識し、それに対し有効に機能するデリバティブ商品を自ら考え、対応できる者はまだ少数であると思われる。</li> <li>◇ そうした経営課題に対し、個々の事情に応じた商品設計や条件設定ができる店頭デリバティブ等は極めて有効な手段であり、具体的な商品を提案することは、銀行のコンサルティング機能発揮の観点からも重要な役割と考えている。顧客もそうした銀行の役割を期待しており、不招請勧誘禁止規定は顧客ニーズに応える道を閉ざすことになりかねない。</li> <li>◇ 顧客から依頼のない限り業者側から顧客に対する提案が一切できないこととなれば、顧客は有効なリスク軽減の機会を失うことになりかねず、顧客利便性を著しく低下させる可能性がある。</li> <li>◇ また、不招請勧誘が禁止されると、創意工夫を凝らした新たなデリバティブ商品開発のインセンティブが著しく低下し、金融サービス業とし</li> </ul>

	<p>ての国際的な競争力の強化、多様で質の高いサービスの提供につながらない結果となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 今般の不招請勧誘に関する議論には、顧客視点に欠ける勧誘が行われることによるトラブルの防止という目的があると思われる。そうした問題の未然防止は、むしろ、顧客のニーズをヒアリングする前に、顧客の個々の事情、デリバティブの提案可否を含む顧客の取組方針や各種制約等を丁寧にヒアリングし、そのうえで具体的な提案を行うプロセスを確立することで、達成できるものと考ええる。</li> <li>◇ 発掘したニーズを十分にお客様に説明し、メリットやリスクについても十分ご理解頂いた上で契約を行い、その後も取引を管理・フォローするというプロセスによって健全な取引を行うことが重要であって、不招請勧誘を禁止すれば過去に生じたようなトラブルを回避できるものではないと考える。</li> <li>◇ 銀行界としては、個別商品毎の特性や顧客層等に応じたきめ細かい対応を行い、これまで以上に「顧客利便性向上及び金融サービスの発展」と「お客様への適切な勧誘」の両面が確保されるよう最大限の努力をして参る所存である。</li> </ul>
<p>)理由(必要性・妥当性)</p>	
<p>)その他参考となる事項</p>	